

国立大学法人山口大学契約事務取扱要項

第1章 総則

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人山口大学財務会計規則（以下「財務会計規則」という。）の定めるところにより、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本法人が締結する契約事務の取扱いについては、別に定めるところによるほか、この要項の定めるところによるものとする。

(契約審査委員会)

第3条 学長は、役員及び職員のうちから3名を指名し、これらの者をもって第26条の規定により意見を求めた場合に、その意見を表示するための契約審査委員会を設置するものとする。

第2章 一般競争契約

(一般競争参加者の資格)

第4条 売買、貸借、請負その他の契約につき財務会計規則第29条第1項に規定する一般競争（以下「一般競争」という。）に加わろうとする者の資格について、物品の製造、物品の販売若しくは役務の提供又は物品の買受けの競争参加に係るものについては、「競争参加者の資格に関する公示」により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事及び設計・コンサルティング業務の競争参加に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれ本法人における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

2 前項に規定する以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、別に定める審査に関する取扱いにより審査するものとする。

(一般競争に参加させることができない者)

第5条 一般競争に付するときは、被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第6条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは

数量に関して不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(学長が定める一般競争参加者の資格)

第7条 一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(入札の公告)

第8条 入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

- 2 前項の規定による公告に掲げる事項は、別に定めるところによるものとする。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。
- 3 特別の事情がある場合は、前項に定めるもののほか、必要な事項を掲げることができる。

(入札保証金)

第9条 競争に付そうとするときは、その競争に参加しようとする者をして、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の保証金の納付は、他人振出小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書、官公署の支払通知書その他隨時に通貨と引き換えることができる証書の提供をもってこれに代えることができる。

(入札保証金の免除)

第10条 次に掲げる場合においては、前条第1項の規定にかかわらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に本法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき
 - (2) 第4条に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき
- 2 前項第1号の規定により、入札保証金を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(落札決定後の入札保証金の処理)

第11条 入札保証金は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし落札者の納付に係るものは契約締結後に返還するものとする。

- 2 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは本法人に帰属させるものとし、その旨を公告等又は入札説明書においてあらかじめ明らかにしておかなければならぬ。

(入札説明会)

第12条 入札公告で示した契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、入札説明会を開催することができる。

(無効の入札書)

第13条 別に定める入札書はこれを無効としなければならない。

(予定価格の作成)

第14条 競争に付する場合においては、あらかじめ競争入札に付する事項の仕様書、設計書等によってその予定価格を書面により作成しなければならない。

- 2 前項に規定する予定価格は、封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第15条 予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(予定価格の秘密保持)

第16条 前条により決定された予定価格は、封印の上開札するときまで金庫等に保管し、他に漏れることのないようにしなければならない。

(入札の執行)

第17条 競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を、競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）より提出させなければならない。

(1) 入札件名

(2) 入札金額

(3) 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

(4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であるとの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- 2 入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争参加者等が押印しておかなければならぬことを、あらかじめ入札説明書等において周知しておかなければならぬ。

- 3 代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者等から代理委任状を提出させなけれ

ばならない。

(開札)

第18条 公告等に示した競争執行の場所及び日時に、競争参加者等を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、競争参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(入札場の入退場の制限)

第19条 競争参加者等、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前条に規定する立会い職員以外の者を、入札場に入場させてはならない。

- 2 入札開始時刻以後においては、競争参加者等を入札場に入場させてはならない。
- 3 特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、いったん入場した競争参加者等の退場を許してはならない。

(入札の取り止め等)

第20条 競争参加者等が相連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、入札の執行を延期し、若しくは取り止めができる。

(再度入札)

第21条 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合においては、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札者の決定)

第22条 競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内において最高又は最低の価格をもって申込みをした者に落札を決定する。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を定めなければならない。
- 3 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としないことができる契約)

第23条 財務会計規則第33条第1項ただし書に規定する支払の原因となる契約のうち別に定めるものとは、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他の請負契約とする。

(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としない場合の基準)

第24条 前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされることとなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあっては最低価格の入札者を直ちに落札者としないものとする。

- (1) 工事の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接工事費から直接仮設工事費相当額を控除した額を下回る入札価格であった場合
- (2) 製造請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労務費を下回る入札価格であった場合

- (3) その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下回る入札価格であった場合
- (4) 工事又は製造その他の請負契約で前各号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに2分の1から10分の8までの範囲内で契約事務責任者が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下回る入札価格であった場合
(最低価格の入札者の調査等)

第25条 前条の措置をとった場合においては、直ちに当該入札価格が次の各号の一に該当することにより低廉となったものであるかどうかについて調査しなければならない。

- (1) 入札に付した工事又は製造その他の請負に充てる資材について、入札者の取得したときの価格が当該工事又は製造その他の請負の入札時の価格より低廉なこと。
- (2) 入札に付した工事又は製造その他の請負に充てる資材について、入札者が他の工事又は製造その他の請負に必要な資材と併せて購入することによりその価格が低廉となること。
- (3) 入札に付した製造と同種の製造について、他から発注があって、これらの製造を同時に施工できること。
- (4) 契約の履行に当たり、入札者が有している技術及び資料等を利用することによりその価格が低廉となること。
- (5) 入札に付した工事の施工場所又はその近くにおいて同種の工事を施工中又は施工済であって、当該工事にかかる器材を転用できること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約事務責任者が認める特別の理由があること。

2 前項各号の一に該当することにより入札価格が低廉となったものと認める場合には、契約の内容に適合した履行がなされるものと認めることができる。

第26条 前条の調査の結果、履行されないと認められたときは、その調査の結果及び調査者の意見を添えて契約審査委員会に提出し、その意見を求めなければならない。

2 契約審査委員会の審査の結果、履行されないと認められたときは、次順位者を落札者とするものとする。

(落札者の決定通知)

第27条 前条の規定により落札者を定めたときは、直ちに、次の各号に定める通知をするものとする。

- (1) 次順位者を落札者とした場合は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める通知
 - ア 当該落札者 必要な事項の通知
 - イ 最低価格で申込みをした者で落札者とならなかった者 落札者とならなかった理由その他必要な事項
 - ウ その他の入札者 落札の決定があった旨の通知
- (2) 最低価格で申込みをした者を落札者とした場合は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める通知
 - ア 当該落札者 必要な事項の通知
 - イ その他の入札者 落札の決定があった旨の通知

(再度公告入札の公告期間)

第28条 競争参加者若しくは落札者がいる場合又は落札者が契約を結ばない場合におい

て、さらに入札に付そうとするときは、第8条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(せり売り)

第29条 動産の売り払いについて特に必要があると認めるときは一般競争に準じ、せり売りに付することができる。

第3章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第30条 財務会計規則第30条第1項第2号に規定する一般競争に付することを不利と認め
て指名競争に付することができる場合は、その不利と認める理由が次の各号のいずれか
に該当する場合とする。

- (1) 関係業者が通謀して一般競争の公平な執行を妨げることとなるおそれがあること。
- (2) 特殊の構造の建物等であってその検査が著しく困難であること。
- (3) 契約上の義務違反があるときで国立大学法人の事業に著しく支障をきたすおそれがあること。

2 工事又は製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）については、
政府調達に関する協定に該当するものを除き、財務会計規則第30条第2項に規定する指
名競争に付すことができる。

(指名競争参加者の資格)

第31条 指名競争に参加する者の資格については、第4条の規定を準用する。

(指名の基準)

第32条 前条に規定する有資格者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準は、
次の各号に定めるところによる。

- (1) 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ
契約の履行がなされないと認められる者であること
- (2) 当該指名競争に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について法令の規
定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあっては、当該許可又は認可
等を受けている者であること
- (3) 特殊な工事等の契約を指名競争に付する場合において、その工事等の施工又は供給
の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること
- (4) 指名競争に付する工事等の履行期限又は履行場所等により当該工事等に原材料、労
務、その他を容易に調達して施工しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみ
を対象として競争に付することが契約上有利と認める場合において、当該調達をして
施工することが可能な者又は当該一定地域にある者であること
- (5) その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある
場合においては当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること

(競争参加者の指名)

第33条 指名競争に付するときは、第30条の資格を有する者のうちから、前条の基準によ
り、競争に参加する者をなるべく5人以上指名しなければならない。

2 前項の場合においては、別に定める事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第34条 第5条、第6条、第12条から第27条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

第4章 隨意契約

(随意契約によることができる場合)

第35条 財務会計規則第31条の規定により随意契約による場合は次に掲げる場合とする。

- (1) 本法人の行為を秘密にする必要があるとき
- (2) 予定価格が500万円を超えない契約をするとき
- (3) 本法人の生産に係る物品を売り払うとき
- (4) 別に定めるところにより財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき
- (5) 特定の業者以外では取り扱うことができないものを契約するとき
- (6) 運送又は保管させるとき
- (7) 外国で契約をするとき
- (8) 国、地方公共団体その他の公益法人と契約するとき
- (9) 事業協同組合、事業協同小組合、若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品を買い入れるとき
- (10) 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買い入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき
- (11) 時下に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき
- (12) 急速に契約をしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあるとき
- (13) 前各号に掲げるもののほか、本法人の業務の運営上特に必要があると認められるとき

(随意契約の特例)

第36条 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

2 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第37条 前条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算できる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができます。

(予定価格の決定)

第38条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第15条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(予定価格調書の省略)

第39条 次に掲げる場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約
 - (2) 予定価格が500万円を超えない随意契約で予定価格調書による予定価格の積算を省略しても支障がないと認められるもの
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、契約の性質上特に予定価格調書の積算を要しない随意契約
- 2 前項第3号の規定により予定価格の積算を省略したときは、その理由を明らかにしておかなければならない。

(見積書の徵取)

第40条 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 次に掲げる場合は、見積書の徵取を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約
- (2) 予定価格が150万円を超えない随意契約で電話調査等により金額の確認が行え見積書の徵取を省略しても支障がないと認められるもの

第5章 契約の締結

(契約基準)

第41条 支払の原因となる契約を締結する場合にあたっては、次の各号に掲げる契約基準により、契約を締結しなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

- (1) 工事に関する請負契約 国立大学法人山口大学工事請負契約基準（別記第1号）
- (2) 製造に関する請負契約 国立大学法人山口大学製造請負契約基準（別記第2号）
- (3) 物品供給に関する契約 国立大学法人山口大学物品供給等契約基準（別記第3号）
- (4) 業務に関する請負契約 国立大学法人山口大学業務請負契約基準（別記第4号）

(契約書の記載事項)

第42条 財務会計規則第34条に規定する契約書に記載する事項は、別に定めるところによるものとする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は当該部分を除外することができる。

2 特別の事情がある場合は、前項に定めるもののほか必要な事項を記載することができる。

(契約金額が確定しない場合の契約)

第43条 契約締結時において金額の確定が困難と認められる場合には、概算金額をもって契約を締結することができる。この場合においては、金額の確定が可能となったときは、すみやかに必要な手続きをとらなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第44条 財務会計規則第34条ただし書に規定する契約書の作成を省略することができる場

合は次に掲げる場合とする。

- (1) 契約金額が500万円を超えない契約を締結するとき
- (2) せり売りに付するとき
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき
- (4) 第1号に規定するもの以外の随意契約について契約書を作成する必要がないと認められる場合

2 前項第4号の規定により契約書の作成を省略したときは、その理由を明らかにしておかなければならぬ。

(請書等の徵取)

第45条 前条により契約書の作成を省略する場合においても、慣習上必要ないものを除き、物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等、契約の相手方による継続的又は反復的給付を求める契約をする場合は契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徵するものとする。

(契約保証金)

第46条 競争により契約の相手方を決定したときは、契約金額の100分の10以上の契約保証金を、契約の相手方が決定した日から原則として7日以内に納付させるものとする。

2 前項の保証金の納付は、他人振出小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書、官公署の支払通知書その他隨時に通貨と引き換えることができる証書の提供をもってこれに代えることができる。

(契約保証金の免除)

第47条 次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を免除することができるものとする。

- (1) 契約の相手方が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を結んでいるとき
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に本法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んでいるとき
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他学長が認める金融機関と工事履行保証契約を結んでいるとき
- (4) 第4条に規定する資格を有する者により競争を行う場合又は随意契約による場合においてその必要ないと認められるとき

2 第10条第2項の規定は、前項第1号、第2号及び第3号の場合に準用する。

(契約保証金の処理)

第48条 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

2 契約保証金は、これを納付した者が契約上の義務を履行しないときは、本法人に帰属するものとし、その旨を公告等又は入札説明書においてあらかじめ明らかにしておかなければならない。

第6章 契約の履行

(監督職員の一般的職務)

第49条 財務会計規則第35条に規定する監督を命ぜられた者（以下「監督職員」という。）

は、必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようになるとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督職員の報告)

第50条 監督職員は、契約事務責任者と緊密に連絡するとともに、契約事務責任者の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査職員の一般的職務)

第51条 財務会計規則第35条に規定する検査を命ぜられた者（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分の確認を含む。）につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う物品の既納部分の確認を含む。）につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。
- 4 検査職員は前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を第54条に規定する検査調書に記載して契約事務責任者に提出するものとする。

(検査の時期)

第52条 検査の時期は、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならない。

(検査の一部省略)

第53条 物品の買い入れに係る契約において単価が50万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

(検査調書の作成)

第54条 検査職員は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。ただし、継続的供給契約に基づき分割して履行するとき（役務契約における検査確認も含む。）又は当該契約金額が500万円を超えない契約に係るもの（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）については省略することができるものとする。

- 2 前項ただし書きの規定は、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しな

いものであるときはこの限りでない。

3 前2項の規定により検査調書を作成する場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。

(監督及び検査の委託)

第55条 財務会計規則第35条第4項の規定により特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により職員によって監督又は検査を行うことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、本法人の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせることができる。

(兼職の禁止)

第56条 検査職員の職務は、原則として監督職員の職務と兼ねることができない。

第7章 代価の納入及び支払い

(代価の納入)

第57条 資産を貸付け、使用させ、譲渡し又は交換する場合に徴収すべき代価がある場合は、その代価を前納させなければならない。ただし、資産を貸付け使用させる場合において、当該期間が6月以上にわたるものについては、分割して定期に前納させることができる。

2 国又は地方公共団体、特殊法人、公益法人、独立行政法人又は国立大学法人に貸付等をする場合は、その代価を後納又は分納させることができる。

(代価の支払)

第58条 財務会計規則第35条第2項に規定する検査を終了した後、契約の相手方から適正な支払請求書を受理したときは、速やかに支払手続を行うものとする。

2 契約により、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の請負契約に係る完済部分にあってはその代価の全額までを支払うことができる。

第8章 雜則

(長期継続契約)

第59条 翌年度以降にわたり、次に掲げる電気、ガス若しくは水又は電気通信役務について、その供給又は提供を受ける契約を締結することができる。

(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者が供給する電気

(2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第9項に規定するガス事業者が供給するガス

(3) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第5項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第5項に規定する工業用水道事業者が供給する水

(4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者が供給する電気通信役務(財務大臣の定めるものを除く。)

(国又は地方公共団体を契約の相手方とする場合の特例)

契約－1

第60条 国又は地方公共団体、特殊法人、公益法人、独立行政法人又は国立大学法人を相手方にする場合であって、相手方の契約に関する規程によらなければ契約しがたいときは、第5章、第6章及び第7章の規定にかかわらず、特別の取り決めをすることができる。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。